

「ABS 指針フォローアップ検討会報告書骨子（案）」
に対する意見募集の結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 電子政府の総合窓口 (e-Gov)

(2) 意見募集期間

令和4年7月5日(火)～令和4年8月3日(水)

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス、電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室

2. 意見募集の結果

4の個人・団体から計11件の意見提出

3. 意見要旨

別紙のとおり

提出意見					御意見に対する考え方	意見数		
頁	大項目	中項目	事項	箇所				
1	1. 「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」	(1) 「ABS指針」による報告制度 (利用国措置)	・現状・課題 (フォローアップ結果)	「手続き等による負担感は大さくなく」	弊協会は本記述に同意する。しかしながら、弊協会の受けた相談では、海外の法令遵守と、ABS指針の関係を混同されている方も見受けられるため、この点が明確であるような広報活動を継続されることを希望する。	御意見の趣旨については本検討会でも議論の上、対応の方向性に含まれていますが、引き続き関係省庁・関係機関でこの点にも留意した普及啓発に努めます。	1	
2			・対応の方向性	「その結果、有効性・実効性に課題が生じれば義務的報告の対象拡大の要否も検討する必要がある」	現時点の名古屋議定書の規定は満たしていると考えているが、検討の必要がある場合には、今回と同様の会合を政府主催で開催し、産業界も参画させて頂くことを希望する。	義務的報告の対象者となり得るため。今後のABS指針の評価や、それに基づく再検討の必要が生じた場合には、今回同様関係するステークホルダーの方々にも関与いただきたいと思います。	1	
3	(「ABS指針」) のフォローアップ			「コモディティを遺伝資源の利用目的で入手する場合の取扱い・(中略)・指針ではなく、(中略)・その他関係省庁及び関係機関の普及啓発ツール等で順次拡充する必要がある。」	コモディティの扱いは慎重を要するため、安易に政府がそのような発信をすべきではない。	多くの提供国法令において遺伝資源ではないためコモディティの記述がないこと、日本国に移転した資源については日本の法令の域内であり、提供国法令が域外となること、慣習、慣例、など、一律の見解を政府が出すことは誤解を生む可能性があるため。	報告書骨子案3に記載のとおり、どのような対応が適切かつ可能かについて今後議論を深めていく事項と考えていますので、報告書にも同様の方向性を記載します。	1
4~5	2. 我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会に係る法令等の整備の要否	(1) 遺伝資源の提供国としての措置の要否	・現状・課題	「国内遺伝資源の取得・利用等の状況の把握」	不要と考える。	契約ベースで移転等がされているケースもあり、可能な範囲での任意な情報提供ではいただけたところであり、今回いただいた全体的な把握は不可能である。我が国のPIC制度を見直す場合、生物多様性や経済的な損失と、国際競争力を減退させた等の包括的な検討が必要だと考えられるところ、その検討に十分な材料になり得るとは正直思われない。また、例え、国内遺伝資源の取得の一端を把握したとしても、それが結果的に何に利用されたかを長年モニタリングしていくことは労力に比して合理性を欠くように思われる。	本件については検討会でも様々な御意見をいただいたところであり、今回いただいた御意見も踏まえつつ、3.に記載のとおり、引き続き議論を重ねていく論点と考えています。	1
5			・対応の方向性	「PIC制度は現段階では不要と考える」	「現段階では不要」を支持する。	名古屋議定書の批准検討時と状況は変わっており、日本の遺伝資源にPIC制度を設けないことによる特段の経済的、研究上の不利益は感じていない。寧ろ、日本の資源を企業(利用者)の判断で国外に移転させられるので自由度と機密性が確保できている。日本の種苗法で登録された植物遺伝資源や和牛の精子の海外流出など、課題は散見されるものの、PIC制度があれば防止できる、または海外の流通を禁止できるというものでもない。これらは別の制度で解決を図るべきである。一方、国内の提供者の意識向上は課題であると感じている。遺伝資源を人に安易に提供しないということを念頭に置くことは必要な意識啓発であると考えている。	御意見の趣旨は本報告書骨子案にまとめられています。	3
					日本が日本国内の野生生物に対して日本国として主権を主張し、それを外国人が研究などに利用する場合に事前に環境省からの許可等を取付ることを求めるのは、特に分類学や生態学分野の日本人研究者の手間を増やして日本の野生生物の科学的理解を遅らせ、その保全に対してマイナス効果の方が大きいことが懸念されるので、提供国措置をとらないとする方針に賛同します。			
					先ず、人類の公的財産でもある自然物そのものを発信者とする媒体がない以上、これを代弁する形で学術・技術・芸術の人的営為が為される一点。この点において、人種国籍を問わない基礎生物学従事者各営が公平客観中立のスタンス立ち位置から為されることが望ましい以上、情報のソースである自然物を取り扱う段階でアンフェアな囲い込みは無用と考える。むしろこれらに私権(利権)を付与することからもたらされる、汎人類的不利益不適合の弊害を懸念するとともに、それらの付与行使によりあつて然るべき現象解明への検証継承検証に支障をきたすことがあれば、もともとの自然物の認識存在自体が無かったこと居なかったこととされる可能性を否定できない。以上の事から、個人・及び事業的に我が国におけるABS指針の大幅な変更と改正を急務とすべきでない旨の要望を明確にし、パブリックコメントの要旨としたい。			
5				「とりわけ細胞培養肉生産・(中略)・」	適切な解決策の検討は、提供国措置(PIC制度)とは別にすべきである。	現時点の、この問題に対処するためにPIC制度を設けることは、制度的な歪みを生む可能性が高いと考えるため別の問題とし、将来のバイオテクノロジーの技術も念頭におきつつも、食料の安全性、標準化等制度等の多角的に自国の経済的損失を防ぐことを包括的に考えるべきである。	いただいた御意見については、本件についての今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
5~6		(2) 遺伝資源に関連する伝統的知識			「アイヌの植物利用の専門家や、アイヌ政策の専門家からは、アイヌに係る遺伝資源や関連する伝統的知識を含む文化の特徴と現状、並びに現行のアイヌ施策の状況に照らし、海外の先住民の状況を念頭に置いた生物多様性条約や名古屋議定書のアプローチが馴染みにくいことが指摘されており、アイヌの文化や知識に由来する商品のブランド化を通じた、アイヌ文化の掘り起こし、伝承を可能にする支援や、アイヌ施策推進法に基づく交付金による関連事業の推進等の可能性が言及された。」など、アイヌに関する記述が散見されるが、そもそもアイヌ関連法は、捻じ曲げられたアイヌの歴史にもとづいて成立した悪法であり、現状の誤った認識に基づいた法令等に立脚する限り、アイヌ関連施策は凍結すべき。		アイヌ関連法、アイヌ関連施策全般に関する御意見として承ります。	1
6	3. 「フォローアップを踏まえた今後のABS指針のあり方」			「簡易な報告制・登録制」	この「簡易な報告制・登録制」という記述の意味するところが骨子案からは不明なため、コメントできない。説明を求めたい。もしこの内容が、国内遺伝資源の利用の把握のためであれば、前述の通り不要であると考えている。	この箇所より前に、この記述に該当するようない記述がないように思われ、この文言が何を指しているのかわからないのでコメントが出来ない。内容をお示し願いたい。(この記述が国内遺伝資源の把握を目的としている場合の理由) (前述再掲) 契約ベースで移転等がされているケースもあり、可能な範囲での任意な情報提供では全体的な把握は不可能である。我が国のPIC制度を見直す場合、生物多様性や経済的な損失と、国際競争力を減退させた等の包括的な検討が必要だと考えられるところ、その検討に十分な材料になり得るとは正直思われない。また、例え、国内遺伝資源の取得の一端を把握したとしても、それが結果的に何に利用されたかを長年モニタリングしていくことは労力に比して合理性を欠くように思われる。	検討会では、「国内PIC制度以外の選択肢として考慮、留意すべき点はあるか、その他の検討すべき事項はあるか」という論点において、主に国内遺伝資源の取得・利用等の状況把握の観点でこのような仕組みの検討の余地について議論されました。要否については検討会でも様々な御意見をいただいたところであり、今回いただいた御意見も踏まえつつ、3.に記載のとおり、引き続き議論を重ねていく論点と考えています。	1
6				「引き続き議論を深める必要がある」	議論をする場合には、今回のABSフォローアップのような、広いユーザによる検討の場を設けて頂きたい。	附則にあるとおり、見直しは続けた方がよく、その場合には産業界としても議論に参加させて頂くことを希望する。	今回同様関係するステークホルダーの方々にも関与いただき引き続き議論を深めたいと考えています。	1